

受託候補者選定審査基準

本審査基準は、提出された企画提案書等に基づき、応募者の事業実施能力を審査し、受託候補者を選定するための基準を示すものである。

1 選定者

京都市の職員により構成する「京都市森林 J クレジット創出業務（モデル事業）及びクレジット創出マニュアル作成業務に係る業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価し、受託候補者を選定する。

2 審査方法

選定委員会において、別表に掲げる評価項目について採点し、評価点の合計が 60 点以上のもののうち最も高い評価点を得た応募者を受託候補者として選定する。

ただし、評価点の合計が 60 点以上であっても別表「評価項目及び配点」の「業務実施体制」の評価項目において評価点が 6 点以上を満たす応募者がいない場合は、受託候補者を選定しないことがある。

なお、応募者が 1 者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

3 評価項目及び配点

各選定委員は、別表の「見積金額」を除く各項目について A～E の 5 段階で評価し、各項目の配点に以下の評価係数を乗じて合計したものを評価点とする。各応募者の評価点は、全選定委員の評価点の平均点とする（小数第 2 位切捨）。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	極めて良好
B	0.8	良好
C	0.6	普通
D	0.4	やや不十分
E	0.2	不十分

4 失格の条件

以下に挙げる場合は、失格とする。

- (1) 提案書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 受託希望金額が委託金額の上限を超えている場合
- (3) 提案書等に必要な項目が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合

別表 評価項目及び配点

項目	評価内容	配点
業務実施体制	・業務の安定的な実施に必要な人員・体制が整っているか。 ・有資格技術者（技術士（森林部門）、林業技師（部門は問わない）、森林施業プランナー）の配置・役割は妥当か。	10
提案内容	(1) 森林Ｊクレジット創出業務（モデル事業）について ・プロジェクト計画書の作成、審査申請業務、モニタリング検証に必要な航空レーザデータの解析方法は効率的であり精度も担保されたものとなっているか。 ・森林Ｊクレジット創出に向けた事業スキーム（打合せ等）について、森林所有者及び森林管理者が業務内容を理解し、今後、森林Ｊクレジットの創出に対して意欲的に取り組むことが可能な提案となっているか。	25
	(2) 森林Ｊクレジット創出マニュアル作成業務について ・森林Ｊクレジットの創出に不慣れな森林所有者や森林管理者であっても、プロジェクト計画書の作成、登録審査申請、モニタリング及び検証業務、クレジット認証委員会への申請など、クレジット創出までの一連の業務の実施が可能となる内容となっているか。	25
	(3) 自社の優位性 ・自社が業務を請け負う優位性（強み）があるか。 ・自社の強みや知識、経験を生かした独自性のある取組について提案されているか。	15
類似業務の実績	・類似業務における業務実績は妥当か。 ・本市の目標達成を期待できる十分な実績を有しているか。	15
見積金額	受託希望金額の高低 ・予定価格の８５％未満 : 10点 ・予定価格の８５％以上～９０％未満 : 8点 ・予定価格の９０％以上～９５％未満 : 6点 ・予定価格の９５％以上～９８％未満 : 4点 ・予定価格の９８％以上 : 2点	10
合計		100